

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、また、女性が活躍するために働きやすい環境を作ることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

### ◆ 計画期間

2022年4月1日 ～ 2027年3月31日

### ◆ 目標と取組内容・実施時期

目標①： 採用した労働者に占める女性労働者の割合を30%以上とする

2022年4月～ 求職者に向けて女性が活躍できる職場であることを積極的にPRする

2024年4月～ 自社ホームページの採用サイトをリニューアル

目標②： 有給休暇取得率を5%アップする

2022年4月～ 一斉有休取得日の制定

2024年4月～ ポータルサイトを利用した有休取得勧奨